

京都府公報

号外 第37号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

監 査 委 員	ページ
○監査結果の公表	1

○平成30年度、平成29年度、平成27年度及び平成24年度から平成22年度までの包括外部監査の結果に基づき講じられた措置の公表	7
---	---

監 査 委 員

2年監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和元年度に執行した監査の結果（令和2年1月24日から令和2年3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

令和2年7月15日

京都府監査委員 井 上 重 典
同 岡 本 和 徳
同 森 敏 行
同 小 林 裕 明

なお、監査執行者は、次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
井 上 重 典	令和2年1月24日～令和2年3月31日
岡 本 和 徳	令和2年1月24日～令和2年3月31日
森 敏 行	令和2年1月24日～令和2年3月31日
小 林 裕 明	令和2年1月24日～令和2年3月31日

第1 定期監査

令和2年1月24日から令和2年3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

令和元年度の監査対象機関のうち、知事部局19箇所、教育委員会5箇所、警察本部3箇所の計27箇所につ

ついて監査を執行した。その他主要な工事2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、知事部局1箇所に対し、事前通告なしに所属における現金等の保管状況等を確認した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
自転車競技事務所	令和元年12月4日・令和2年2月17日	実地監査
京都東府税事務所	令和元年9月1日～12月25日・令和2年2月28日	実地監査
京都西府税事務所	令和元年9月1日～12月25日・令和2年2月28日	実地監査
京都南府税事務所	令和2年1月24日・2月28日	実地監査
自動車税管理事務所	令和元年9月1日～12月25日・令和2年2月28日	実地監査
保健環境研究所	令和2年2月12日・3月3日	実地監査
農林水産技術センター（茶業研究所）	令和2年1月22日・3月13日	実地監査
京都林務事務所	令和2年2月6日・7日	書面監査
流域下水道事務所	令和2年2月6日・7日・3月9日	実地監査
山城教育局	令和2年2月17日	書面監査
府立鴨沂高等学校	令和2年2月12日・3月23日	実地監査
府立洛東高等学校	令和2年2月19日	書面監査

府立西乙訓高等学校	令和2年2月18日	書面監査
府立東舞鶴高等学校	令和2年2月13日	書面監査
上京警察署	令和2年2月12日	書面監査
南警察署	令和元年12月3日・ 令和2年2月21日	実地監査
下鴨警察署	令和2年2月12日	書面監査
山城広域振興局	令和2年1月7日～ 10日・14日～16日・ 2月5日	実地監査
乙訓保健所	令和2年1月14日・ 2月5日	実地監査
山城北保健所	令和2年1月7日・ 8日・2月5日	実地監査
山城南保健所	令和2年1月10日・ 2月5日	実地監査
山城土地改良事務所	令和2年1月7日～ 10日・14日～16日・ 2月5日	実地監査
山城北農業改良普及 センター	令和2年1月7日～ 10日・14日～16日・ 2月5日	実地監査
山城南農業改良普及 センター	令和2年1月7日～ 10日・14日～16日・ 2月5日	実地監査
乙訓土木事務所	令和元年12月9日～ 11日・令和2年2月 5日	実地監査
山城北土木事務所	令和2年1月14日～ 17日・2月5日	実地監査
山城南土木事務所	令和2年1月7日～ 10日・2月5日	実地監査
京都西府税事務所	令和2年2月26日	特別財務 (現金)
京都土木事務所(花 尻川通常砂防(防災 安全)工事)	令和2年1月24日	工事監査
南丹土木事務所(国 道423号平成30年発 生土木災害復旧工事)	令和2年2月21日	工事監査
会計事務月例点検	令和2年1月28日	-
	令和2年2月25日	-
	令和2年3月25日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成30年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、令和元年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 法規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。

- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
(3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
ア 補助金交付事務は、適正に行われているか。
イ 契約に係る事務処理は、適正に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金等	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2

① 契約

- ・森林被害調査委託契約において成果物に多数の誤りがあり、履行確認が不十分(京都林務事務所)

② 工事

- ・工事に際して工事関係図書等必要不可欠な書類を未徴取(農林水産技術センター)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金等	課税	納税	工事	その他	合計
0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4

① 収入

- ・道路占用料の誤徴収(山城南土木事務所)

② 支出

- ・旅費の過大支給(京都西府税事務所)
- ・特殊勤務手当の誤支給(京都南府税事務所)

③ 財産

- ・工作物管理の指導不十分(府有資産活用課)

第2 財政的援助団体等監査

令和2年1月24日から令和2年3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成30年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した12団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
京都府立洛西浄化センター公園管理協会	管理	令和元年10月23日・令和2年2月6日	書面監査
京都府公立大学法人	出資補助	令和元年11月6日・12日・18日・19日・令和2年2月4日	実地監査
グリーンバルり溪共同事業体	管理	令和2年1月24日	書面監査
一般社団法人 京都府保育協会	補助	令和2年1月24日	書面監査
公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター	出資補助	令和2年2月3日	書面監査
公益社団法人 京都府看護協会	補助	令和2年2月7日	書面監査
公益社団法人 京都府畜産振興協会	出資	令和2年2月13日	書面監査
公益財団法人 京都府国際センター	出資補助	令和2年2月14日	書面監査
京都府土地開発公社	出資	令和2年2月14日・28日	実地監査
特定非営利活動法人 ほっととうがらし	補助	令和2年2月18日	書面監査
城陽商工会議所	補助	令和2年2月18日	書面監査
南丹市地域農業再生協議会	補助	令和2年2月19日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 指摘

- ・決算について、総会の承認を受けていない。（京都府立洛西浄化センター公園管理協会）
- ・財務諸表の一部未作成等、会計処理が団体の会計

規約に反し不適切（京都府立洛西浄化センター公園管理協会）

- ・団体所有の基金の一部を、京都府知事の承認等必要な手続を経ずに処分し事業に充当（公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター）

(2) 注意

- ・領収書発行の不備（京都府立洛西浄化センター公園管理協会）

第3 令和元年度監査の全体概要

1 実施状況

定期監査は、本府の283全機関について、財政的援助団体は本年度抽出の26団体を実施した。

監査の結果は指摘及び注意の全体数が102件（前年度比▲37%）であった。

区分	実施機関			実施結果				
	本庁	地域機関		指摘	注意	計	増減	
定期監査	知事部局	166	97	69	11(17)	70(114)	81(131)	▲50
	教育庁	83	12	71	3(3)	8(18)	11(21)	▲10
	警察本部	26	1	25	0(4)	3(0)	3(4)	▲1
	行政委員会等	8	7	1	0(0)	0(0)	0(0)	0
	計	283	117	166	14(24)	81(132)	95(156)	▲61
財政的援助団体等監査	26			出資12, 指定管理4, 補助金交付10	4(0)	3(5)	7(5)	2
合計	309	-	-	18(24)	84(137)	102(161)	▲59	

※（ ）内は前年度。財政的援助団体の実施結果には団体の所管課への注意件数を含む。

別途、主要工事10箇所について工事監査を実施したが、特に指摘等の事項はなかった。

2 実施結果の主な内訳

(1) 主な項目別内容

項目別では支出（構成比32%）、契約（27%）が共に全体の約3割を占め、次いで工事（10%）が多かった。

契約は前年度から▲35件（構成比▲12ポイント）と大きく減少したが、主なものは契約書作成不備が13件、履行確認関係の誤りが9件であった。

支出は前年度比▲9件の33件で、内訳は手当等の誤支給が12件と最も多く、次いで支払遅延（11件）であった。また、工事は6件が元下指針関係の不備であった。

財政的援助団体の指摘は財務関係の内部規定違反等であった。

項目	令和元年度				平成30年度			前年度比較 (元-30)		
	指摘	注意	計	構成 比 (%)	指摘	注意	計	指摘	注意	計
会計一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入	1	7	8	7.8	1	8	9	0	▲1	▲1
支 出	7	26	33	32.4	11	31	42	▲4	▲5	▲9
契 約	2	26	28	27.4	6	57	63	▲4	▲31	▲35
物 品	0	5	5	4.9	1	4	5	▲1	1	0
財 産	2	3	5	4.9	2	7	9	0	▲4	▲4
現 金 等	0	3	3	2.9	0	11	11	0	▲8	▲8
課 税	0	1	1	1.0	0	0	0	0	1	1
納 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工 事	2	8	10	9.8	2	5	7	0	3	3
そ の 他	0	2	2	2.0	1	9	10	▲1	▲7	▲8
財援団体	4	3	7	6.9	0	5	5	4	▲2	2
合 計	18	84	102	100.0	24	137	161	▲6	▲53	▲59

(2) 主な増減理由

全体数は過去3年間160件台で推移してきたが、今年度は102件と概ね2/3に減少した。
主な増減理由は次のとおりである。

減少	過年度の制度等改善による効果	▲32	・基準契約書の改善(大改正) ・謝金管理システムの稼働
	今年度増加要因の抑制	▲18	複数が検出された工作物の台帳未登録や補助金概算払の誤りについて、制度所管課や審査機関(会計課)にまとめて対応を要請
増加	手当の誤支給	8	時間外勤務手当、特殊勤務手当

また、所属長月例点検や予定価格調書作成等の不備について、要領や書式の改善を提案し、令和2年度から実現されているが、一部、令和元年度から先行的に減少効果が認められる。

3 重点事項等のまとめ

本年度監査計画において掲げた重点事項2項目及び年度途中から緊急に掲げたテーマについての結果は以下のとおりであった。

(1) 補助金交付事務

平成30年度監査において、補助金に関する手続誤

り等が散見されたため、これを是正し補助金交付事務の適正化を図ることを目的に、事務処理の適正性の確認を主軸に監査を行った。

① 監査結果

全補助金を対象に、約450件を抽出検査した。
内訳は次のとおりである。

区 分	件数	内 容
指 摘	2	過大交付、交付先誤り各1件
注 意	5	交付要綱の不備、補助金額確定事務の誤り、返還請求事務の遅延、同手続誤り、事業実施状況報告書の未提出各1件
その他 (口頭 注意等)	70	事業終了後の概算払 12件 交付要綱等に関するもの 6件 補助制度(対象事業、積算等)に関するもの 15件 事務遅延等補助金交付事務に関するもの 10件 補助事業の実績確認に関するもの 24件 支出事務に関するもの 3件
計	77	

② 結果のまとめ

- ・指摘・注意7件のうち4件、口頭注意等も含めた計77件では30件(4割)が実績確認に関する誤りであった。特に、単費補助金の実績報告書には精算額のみが記載されたものや事業成果が識別しにくいものもあり、実績報告書の適正性や補助金の成果の確認が不十分である。
- ・また、過去5年間の指摘・注意等計30件のうち、交付決定から確定・返還請求に至る過程での遅延や手続誤りは、計19件(6割)あり、引き続き事務処理の適正化に向けた指導が必要である。
- ・各事例については、いずれも速やかな改善を指導するとともに、補助事業終了後の概算払については、審査機関(会計課)に対し、支出審査の厳格化を促した。
- ・補助事業の管理執行においては、一般に申請から交付決定までの公平性、適正性などにはよく注意が払われているが、事業終了後の実績の妥当性や効果等の確認は不十分な事例が見受けられる。このため、令和2年度は引き続き、補助金交付事務の適正性を確認していくとともに、単費補助金の実績報告書の内容確認を重点として位置付け、監査を行う。

(2) 契約事務

平成28~30年度監査において、契約書等の作成不備が多数検出され、平成30年度から基準契約書が大きく改善されている。そこで、引き続き契約に係る事務処理の適正性の確認を主軸に監査を行うとともに、新様式の基準契約書の普及状況についても調査

した。

① 監査結果

全契約書を対象に1,325件を抽出検査した。内訳は次のとおりである。

区 分	件数	内 容
指 摘	2	履行確認の不適正2件
注 意	26	契約書の作成不備13件、履行確認の不適正7件、予定価格調書の作成不備3件 ほか
その他 (口頭 注意等)	9	単独随意契約手続の不適正2件(要望等) ほか
計	37	

② 結果のまとめ

- ・指摘・注意に口頭注意等を含めた件数においても前年度比▲43件(契約書の作成不備▲38件、予定価格調書の作成不備▲3件等)の37件と大きく減少した。
- ・減少の主因として、改善後の基準契約書の適正な使用が考えられる。確認した1,325件のうち、旧様式の使用は28件(2.1%)で、新様式への移行が認められる。
新様式は、契約要件により削除や記入を要する条項を冒頭部分に集約(例:契約保証金、遅延利息)し、条番号を枝番にする(例:前払金)等、条項修正や別記添付の際に単純なミスが発生しにくいよう改善された。なお、「契約の成立」条項について、会計課に改正を要望し、令和2年度から改正されている。
- ・基準契約書の平成30年度大改正による不適正事例の低減効果は今後も持続が見込まれ、内部統制制度の導入により単純ミスの更なる減少も期待されることから、重点への位置付けは今年度で終了し、今後は通常の監査において点検する。

(3) 「公金に準じた取扱いの金銭」等管理状況

本府職員による公金に準じた取扱いの金銭(預り金)の私的流用事件の発生を受け、令和元年11月29日付け元人事第358号職員長依命通達に基づき公用金庫以外で管理する金銭等の状況について、通常の公用金庫内の現金等保管状況調査と合わせて確認した。

① 調査結果

対象	24機関(知事部局17機関、教育局・府立高校7機関)
期間	令和2年1月～2月
件数	延べ209件 (内訳)

- ・所属長月例点検対象189
公用金庫内188 ※公用金庫は全て月例点検対象
公用金庫以外1(ネットバンキング)
- ・所属長月例点検対象外20
公用金庫以外20

② 結果のまとめ

- ・公用金庫以外で管理する「公金に準じた取扱いの金銭」は21件(うち1件はネットバンキング)が確認されたが、いずれも通帳と印鑑、キャッシュカード等は分離して保管されており、特に問題は検出されなかった。また、公用金庫内で管理するものは、これまでから定期監査において管理状況を確認しているが、今回も問題はなかった。いずれも、引き続き令和2年度でも重点として監査を行う。
- ・なお、キャッシュカードやネットバンキング普及の背景にはこれらがもつ経済性(手数料が安価)や利便性(窓口、時間)、安全性等の利点があり、地域機関の立地状況等も考慮しつつ、今後もその取扱いや管理のあり方を検討していく必要がある。人事課及び会計課へ情報共有の上、検討を要請したい。

(4) 情報システム機器廃棄等の状況

他県で令和元年12月に問題となった、リース終了後のハードディスクからの大量情報流出という事件を受け、直ちに改正・強化された京都府情報セキュリティ対策基準に基づき、情報システムに係るハードウェアの廃棄等の状況について調査した。

① 調査結果

対象	16機関(知事部局9機関、教育局・府立高校7機関)が独自にリース契約又は所有等するハードウェア
期間	令和2年1月～2月
内容	新基準が求める、情報記憶装置等の物理的破壊等がリース契約に明記されているか、地域機関の所有物品についても廃棄の際に、物理的破壊等の情報流出防止の処理が適正に行われているかをヒアリング ・12機関に、独自で所有するハードウェアあり(分析用、設計用、非常勤職員用等) ・令和元年度中に新規又は更新のリース契約 なし ・令和元年度中の廃棄件数 2件8台 全て当該機関の所有物品 いずれも基準改正前の廃棄事案であったが、データ消去又は物理的破壊をして廃棄物として適正に処理されていた。

② 結果のまとめ

- ・今回緊急に行った調査においては問題点は発見されなかったが、リース契約は長期にわたるものであるため、場合によっては数年後となるリース終期においても遺漏なく対策が実施されなければならない。各所属の所有物品の廃棄に

についても同様である。

- ・令和2年度からは事前提出調書により機器の管理状況を把握し、契約改正や廃棄の状況が適正かどうかについて確認していく。

4 その他（特別財務調査）

裏金事件を契機に、平成22年度から、現金等保管状況等について、定期監査を補完する抜打調査として特別財務調査を実施してきた。

(1) 調査結果（平成22年度～令和元年度）

区分	対象	指摘	注意	要望等
現金等保管状況調査	延べ179機関	1	30	2
関係人調査	延べ77機関・3団体	4	28	1

(2) 適正な取扱いに向けた取組状況

- ・口座振替の利用が大きく推進され、現金の取扱いを、10年間で件数で87%（金額では84%）減少させている。
資金前渡払 ㊶1,406件、約19億円 ㊷10,602件、約122億円
- ・「公金庫利用による現金等の保管要領」に基づき、公・私金の明確化、預金通帳等の入出庫記録等が定着している。
- ・監査等での改善指導、会計事務研修等を通じた職員への注意喚起とともに、事業者に対しては、適正な請求書の発行等を要請している。

(3) 結果のまとめ

調査開始当初は、手続上の瑕疵など軽微な誤りが散見されたものの、近年は不明現金等の問題は認められていない。また、適正な取扱いに向けた取組が一定定着していると認められることから、現金等保管状況調査（抜打調査）は今年度で終了し、今後は通常の監査において点検する。

5 監査委員による意見・要望

令和元年9月の知事との意見交換をはじめ、令和元年7月から令和2年2月に実施した実地監査における講評、広域振興局長との意見交換において監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

あくまで昨年度時点での意見・要望事項であり、現下の喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策については、第2波、第3波に備え、医療・検査体制等を充実強化し、常にウイルスの存在を意識した新たな生活様式を徹底しつつ、営業自粛などによって厳しい環境にさらされている府民の社会経済活動を取り戻していくための取組を、国や市町村、関係機関と緊密に連携され、全力を挙げて推進されることを強く望むものである。

○ 新しい総合計画の策定等について

15のみやこ構想等旧計画の発展・継承等を含め、「新しい時代の京都」の指針として府民に浸透するように、しっかり周知されたい。

○ 子育て環境日本一を目指した取組について

子育てにやさしい環境づくりに向け、あらゆる事務・事業におけるお子さん連れの方への配慮など、組織を挙げたマインドの醸成や施策展開をしていただきたい。また、若い人たちがしっかりと働ける社会づくりに向け、ベンチャー企業の育成や、府立高校で京都企業の取組を学ばせる等の人材育成にも取り組まされたい。

○ 世代に応じたひきこもり対策と児童虐待への対応について

中高年のひきこもりについては、業務として家庭の中に入っていくのは難しい面はあるが、実態把握に努められ、就労支援など自立に向けた実効性ある取組を進められたい。

児童虐待防止については予防対策が重要だが、原因が家庭にあることから、家庭内にアプローチする法的な根拠を作っていくことも必要ではないか。

○ 防災・減災対策の強力な推進について

予算的にも大規模に確保された復旧事業を円滑かつ着実に執行されたい。

また、災害時の避難行動を促すための各種ソフト対策にも取り組まれているが、府民が自らの命を守り、共助の行動がとれる実効性のあるものとなるよう粘り強く推進されたい。

○ 京都スタジアムを核としたスポーツ・地域振興の取組について

京都スタジアムが、府民のスポーツ振興の拠点、ひいては北中部観光のゲートウェイとなるよう、ホームゲーム等の実施に加え、地域資源との連携によるまちづくり、地域振興などに最大限有効活用されたい。

また、輸送力強化、交通渋滞対策、更には災害や緊急時の対応等、亀岡市や関係者との連携を強化し、安心・安全な施設運営を図られたい。

○ 起業・創業・後継者等の育成対策について

京都経済センターを大いに活用し、オール京都体制で中小企業の伴走支援をしっかりと行われたい。また、府内の各企業が持つ技術を検索できるデータベースを有効活用した支援も積極的に行われたい。

○ 観光戦略の更なる展開について

外国人観光客の誘致については、海外の幅広い国に対して行っていただきたい。

また、「もうひとつの京都」プロジェクト等の更なる知名度向上に向け、DMO等との連携・協働により、京都府の強みである文化資源を活かした取組を推進されたい。

○ 各地域の振興について

(山城) 新名神高速道路の全線開通を見据えたアクセス道路の整備をはじめ南部地域の道路軸の構築に引き続き尽力いただくとともに、これを基盤とした産業振興、体験型観光振興など、個性豊かな各エリアの特性に応じたまちづくりの推進に努め

られたい。

(南丹) 平成30年豪雨災害等の復旧や治水対策に加え、「京都丹波」の地域資源や京都スタジアムを核とした産業、広域観光、スポーツ等の振興による、交流や賑わいのあるまちづくりを推進されたい。

(中丹) 平成30年豪雨災害等の復旧や治水対策に加え、万願寺甘とう、丹波くり、丹後とり貝等のブランド産品や京都舞鶴港、京都縦貫自動車道などの社会基盤を活かし、ヒト・モノ・情報の交流拡大に一層努められたい。

(丹後) 平成29年度から2年連続した台風・豪雨災害等の復旧や治水対策に加え、創業

300年を迎える丹後ちりめんに代表されるものづくりの伝統・技術、歴史・文化を活かした産業・観光振興に努められたい。

○ 内部統制の体制整備等について

令和2年度から内部統制体制が整備され、評価が行われることになるが、全庁的に定着し実効性が上がるものにしていただきたい。

○ 財務等の業務全般について

厳しい財政運営が続く中、不断の行財政改革が求められており、貴重な予算をより経済的、効率的、かつ有効に執行するとともに、府民の皆さんからお預かりしている公金との意識を持ち、適正な会計事務処理に日々務められたい。